

# 岐阜県公報

号外 (一) 平成二十七年九月十八日

目 次

規 則

岐阜県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則  
岐阜県長良川球技場条例施行規則の一部を改正する規則

(地域スポーツ課)  
(同)

一一一  
ページ

岐阜県規則第百六号

岐阜県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県都市公園条例施行規則（昭和三十七年岐阜県規則第百三十五号）の一部を次のように改正する。

第十一条第三項中「者は」の下に「、指定管理者が特に認める場合を除き」を加える。

附 則

この規則は、平成二十七年九月二十四日から施行する。

岐阜県長良川球技場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年九月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第百七号

岐阜県長良川球技場条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県長良川球技場条例施行規則（平成三年岐阜県規則第三十九号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「者せ」の下に「指定管理者が特に認める場合を除き」を加える。

附 則

この規則は、平成二十七年九月二十四日から施行する。

平成二十七年九月十八日発行

発 行 者

岐 阜 県  
県 庁

編 集 岐阜市三輪ぶりんとぴあ十三  
一 岐 阜 文 芸 社